

栃木県における工業専用地域の振動に係る規制基準が見直されました。

平成 28 年 12 月 28 日施行

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 17 年栃木県規則第 1 号。以下「規則」という。）別表第 3 の(5)で、「当該地域において発生する振動が隣接地域に及ぶ場合においては、当該隣接地域に関して定められた規制基準の規制値」と規定している。このため、工業専用地域は、都市計画上もっぱら工業の業務の利便の増進を図るべき地域であるにもかかわらず、住居地域や商業地域に隣接する場合には工業地域より厳しい規制値になっており、本来の土地利用の用途・目的にそぐわない規制となつています。

そこで、隣接する地域の生活環境保全上支障はないと認められる範囲で、本来の土地利用の用途・目的に見合った規制基準となるよう規則の一部が改正されました。施行期日は平成 28 年 12 月 28 日からとなります。

振動に係る規制基準の見直し内容を以下の通りです。

時間区分 区域	昼間 (午前8時から午後8時まで)		夜間 (午後8時から翌日の午前8時まで)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
工業専用地域	当該地域において発生する振動が隣接地域に及ぶ場合においては、当該隣接地域に関して定められた規制基準(当該隣接地域が振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にある場合にあつては、同法第4条第1項又は第2項に規定する規制基準。第4欄において同じ。)の昼間における規制値	70デシベル	当該地域において発生する振動が隣接地域に及ぶ場合においては、当該隣接地域に関して定められた規制基準の夜間における規制値	65デシベル
工業専用地域以外の地域 (次項に掲げる地域を除く。)	65デシベル	65デシベル (変更なし)	60デシベル	60デシベル (変更なし)
学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域内の地域	60デシベル	60デシベル (変更なし)	55デシベル	55デシベル (変更なし)

詳しくは「栃木県のホームページ

http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/taiki/joureikisoku_ikenboshukekka_h28.html」をご確認ください